

## 電気需給契約書（案）

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院（以下「甲」といいます。）と〇〇〇〇（以下「乙」といいます。）とは、甲乙間の電気の需給について、別添の基本契約要綱により、次のとおり契約を締結します。

供給地点特定番号	(常時) (自家発)		
契約名義	地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院		
需要場所	岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地		
需給地点	甲の構内第一柱上開閉器の電源側接続点		
需給開始日	2026年4月1日		
契約種別	高圧業務用電力		
契約電力（常時）	3,000kW	自家発補給契約電力	450kW
予備電力契約電力（予備線）	—	予備電力契約電力（予備電源）	3,450kW
供給電気方式、供給電圧・計量電圧および周波数	交流3相3線式、標準電圧6,000ボルト、標準周波数60ヘルツ		
料金（常時）	基本料金単価（税込）	円/kW	
	電力量料金単価（税込）	重負荷	円kWh
		昼間	円kWh
		夜間	円kWh
料金（自家発補給電力）			
料金（予備電力）			
契約期間	2026年4月1日から2027年3月31日までとします。		
その他	暴力団等排除に係る解除等については、別紙条項を適用するものとします。		

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有します。

2026年 月 日

甲 岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地  
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院  
理事長 近藤 泰三

乙 (住所)  
(会社名)  
(代表者名)

# 電 気 需 給 契 約 書 別 紙

( 2 0 2 6 年 月 日付契約書添付)

第1 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「甲」）及び〇〇〇〇（以下「乙」）は、現在及び将来にわたって相互に次の各号の事項を確約し保証する。

(1) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）ではないこと

(2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）及び従業員が反社会的勢力でないこと

(3) 反社会的勢力が経営を支配しておらず、実質的にも関与していないこと

(4) 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有しないこと

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていないこと

(6) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

第2 甲及び乙は、現在及び将来にわたって相互に、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約し保証する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第3 相手方が前各項のいずれかに違反した場合、相手方は通知・催告することなく直ちに本契約及びその他の甲乙間の取引に関する一切の契約を解除することができるものとする。なお、甲または乙が本条に基づき本契約またはその他の甲乙間の契約を解除した場合であっても、解除者は相手方に対し損害賠償義務を負担しないものとする。